

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所  
2019年度 パフォーマンス向上会議情報(2020年2月5日(水)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年2月5日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【2号機タービン建屋北東エリアに貯留する滞留水水位上昇に伴う運転上の制限逸脱について】</p> <p>降雨の影響を確認するため、各建屋の水位トレンドを確認したところ、1月29日に、通常、水位計が露出しているエリアである2号機タービン建屋北東エリアの水位計(2-T4)の指示値が上昇していることを確認。</p> <p>当該建屋との水位比較対象であるサブドレンピットの水位を確認したところ、タービン建屋北東エリアの水位が、近傍のサブドレン水位を165mm上回っており、実施計画で定める「2号機タービン建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えない」を満足していないと判断した。</p> <p>当該露出エリアに溜まった水については、2月3日に排水が完了し、近傍サブドレン水位との水位差比較を行い、問題がないことを確認できたことから、同日16時47分に、運転上の制限からの復帰を宣言した。</p> <p>今後、対応を検討予定。</p>	G I	1月29日
2	<p>【2号機汚染水タンク水位計計測範囲の設定誤りについて】</p> <p>2019年5月22日に審議された「2号機原子炉圧力容器窒素封入量測定範囲の下限値の誤りについて(運転上の制限逸脱)」を受け、当該流量計以外のタンク水位計器について、計器の適切性確認調査を行ったところ、117台に計測範囲が10mm程度ずれていることを確認。</p> <p>次の3点よりプラントへの影響はない。</p> <p>①計器管理精度±1%に対し(10mタンクの場合100mm)十分に小さい。</p> <p>②汚染水タンクは処理済みの汚染水を貯蔵するものであり、運転・制御などに使用しておらず今回の間違いが影響しない。</p> <p>③タンク貯蔵にあたり、貯蔵量の上限を決めるにあたっての誤差に十分含まれる程度であり、安全上においても影響はない。</p> <p>今後、原因調査と対応を検討予定。</p>	G III	2月3日
3	<p>【5号機タービン建屋南西立溝ピット漏えい検出器の警報復帰不可について】</p> <p>5号機タービン建屋南西立溝ピット漏えい警報の発生後、検出器内の漏えい水を排水したにも関わらず、警報が復帰できないことを確認。</p> <p>原因は、雨水流入による正常動作であることから、検出部の汚れにより警報が復帰できなくなったと推定。</p> <p>当該部の清掃を実施し、警報が復帰できた。</p>	G III	1月31日
4	<p>【所内共通6.9kV電源盤(4系)のプログラムの改造誤りについて】</p> <p>所内共通6.9kV電源盤(4系)について、しゃ断器動作回路のプログラムを改造し、動作確認試験を行ったところ、一部、誤りがあることを確認。</p> <p>プログラムに誤りが確認された部分については、将来使用するために先行して改造した部分であり、現状は使用しない回路であることから、しゃ断器の動作機能に影響がないと判断し、当該電源盤を復旧した。</p> <p>今後、原因調査とプログラムの改修を実施予定。</p>	G III	1月30日